

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の考え方について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)の規定により、今回、区民の利便性や行政の効率化が図られる2つの区独自事務を条例に定めマイナンバーを利用するとともに、国の個人情報保護委員会に届出を行い、他自治体と情報連携を行う。

1 条例改正の趣旨

マイナンバー法の規定により、区独自事務においても社会保障・地方税・防災に関する事務については、条例に定めることでマイナンバーを利用することができ、現在14事務を条例で規定している。また、国の個人情報保護委員会が提示する事例に該当する独自利用事務については、個人情報保護委員会に届出を行うことで、自治体間情報連携を行うことができる。

平成28年6月から29年6月にかけて、国の個人情報保護委員会より、平成30年7月を予定として自治体間情報連携を行うことができる事例が示されたため、区民の利便性や行政の効率化が図られる事務として2事務を条例に規定することにより、独自利用事務の拡大を図る。

2 条例に追加する事務及び特定個人情報

ア 保育所保育料の減額に関する申請の受理、審査に関する事務

- ・地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報

イ 難病患者福祉手当の支給に関する受給資格の認定の申請の受理、審査に関する事務

- ・地方税関係情報

3 実施時期(予定)

- ・自治体間情報連携による特定個人情報の利用 平成30年7月頃

(個人情報保護委員会は、平成30年7月頃から情報連携を開始するためには、平成29年12月までに条例に事務を規定し、届出を行うこととしている。)

4 今後の予定

| | |
|----------|------------------------|
| 平成29年11月 | 第4回定例会議案提出 |
| 12月 | 個人情報保護委員会に届出 |
| 30年7月頃 | 個人情報保護委員会が示す時期より情報連携開始 |